

令和8年度、9年度、10年度における艦船修理用部品等の物品調達
(製造又は売買)に係る契約希望者募集要項

令和8年度、9年度、10年度における艦船修理用部品等の物品調達(製造又は売買)に係る契約について公募を実施しますので、参加希望者は下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)
分任支出負担行為担当官等
海上自衛隊呉地方総監部経理部長

記

1 調達品目等

令和8年度、9年度、10年度における、呉造修補給所艦船部が要求元である、艦船修理用部品等の物品調達(製造又は売買)に係る契約
なお、調達予定品目については別表のとおり。

2 公募に参加できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。
第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年・8年・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」又は「物品の販売」の競争参加資格を有すること又は競争参加資格(全省庁統一資格)が更新された場合は、更新された競争参加資格(全省庁統一資格)においても同資格を有すること又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。
(4) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められ、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(7) 製造請負について

- ア 調達しようとする装備品等の製造能力のある者
- イ 必要な技術、機械器具又は生産設備等を有する者
- ウ 納入後の不具合及び改修に関する対応が継続的に可能な者
- エ 法令の規定により官署等の許可又は認可を必要とする場合は、当該許可若しくは認可を契約履行時に受けている者
- オ 官側の指定する検査設備及び検査態勢が整っている者
- カ 特許等工業所有権が必要な場合は、調達しようとする装備品の特許等工業所有権を契約履行時に使用可能である者
- キ 応募する品目及び接続機器が必要とする規格、品質により製造が可能であること

(8) 売買について

- ア 調達しようとする物品等の履行能力を有すること
- イ 調達しようとする物品等の性能及び納期を保証できること
- ウ 履行に当たって販売権等が必要とされる場合は、当該販売権等を契約履行時に有すること
- エ 納入後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能なこと

3 参加表明書及び技術資料の提出

(1) 応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に呉地方総監部経理部長に提出した同一の公募内容における技術資料と、本年度の技術資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで技術資料の提出を省略することができる。

- ア 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- イ 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- ウ 予決令第71条の規定に該当しないこと及び日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し、又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約する書類
- エ 製造請負について参加表明する場合
 - (ア) 調達しようとする物品等又は同等品を過去に納入した実績の一覧表（様式適宜）※実績がない場合は省略可
 - (イ) 必要な技術、機械器具、生産設備、検査設備等を有することを証明できる資料

- (ウ) 納入後の不具合に関する対応が迅速かつ継続的に可能なことを証明できる資料
- (エ) 法令の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、契約履行時に当該許可若しくは認可を受けられる見込みがあることを証明できる資料
- (オ) 特許等工業所有権が必要な場合は、当該特許等工業所有権を契約履行時に使用可能であることを証明できる資料
- (カ) 次のいずれかの資料
 - ① 当該機器製造会社であることを証明できる資料
 - ② 当該機器製造会社との技術提携等が契約履行時に証明できる資料
 - ③ 当該機器製造会社から技術支援（整備マニュアル、詳細図面、取扱説明書等の関連図書を必要の都度提供が受けられることを含む。）が得られることを証明できる資料

オ 売買について参加表明する場合

- (ア) 調達しようとする物品等又は同等品を過去に納入した実績の一覧表（様式適宜）※実績がない場合は省略可
- (イ) 販売権等が必要な場合は、当該販売権等を有していることを証明できる資料
- (ウ) 調達しようとする物品等（純正部品又は同等品（製造元が使用を保証した部品））の入手が可能であり、性能及び納期を保証できることを証明できる資料
- (エ) 納入後の不具合に関する対応が迅速かつ継続的に可能なことを証明できる資料

(2) 提出先

海上自衛隊呉地方総監部経理部契約課審査係
〒737-8554
広島県呉市幸町8番1号
0823-22-5511（内線2254）

(3) 提出期間

令和8年1月22日（木）～令和8年2月24日（火）

なお、新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

また、募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

(5) 提出部数

参加表明書2部、技術資料2部

4 技術資料の審査

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等への立入を含め、調査に協力しなければならない。

5 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

6 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。
 - ア 窓口
参加表明書を提出した部隊等の窓口
 - イ 時間
直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする
- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 別表は、調達品目の製造中止、代替品の追加等の事由により適宜の時期に変更を行うことがある。

艦船修理用部品等の物品調達募集区分

1 船体の部

番号	所掌区分	名称	製造会社等	備考
1	船体・機関	ポンプ用部品	㈱帝国機械製作所	護衛艦等用
2	船体・機関	ポンプ用部品	㈱シンコー	護衛艦等用
3	船体・機関	ポンプ用部品	㈱石井工作所	護衛艦等用
4	船体	冷房冷凍装置用部品	ダイキン工業㈱	護衛艦等用
5	船体	採光装置用部品	㈱高工社	護衛艦等用
6	船体・電気	汚物処理装置用部品	㈱五光製作所	護衛艦等用
7	船体	医療廃水用タンク等用部品	㈱五光製作所	護衛艦等用
8	船体	JP-5給油ホース用部品	桜ゴム㈱	護衛艦等用
9	船体	化学消火ホース用部品	桜ゴム㈱	護衛艦等用
10	船体	シャッター用部品	小俣シャッター工業㈱	護衛艦等用
11	船体	舷梯エアモータ	ジャパンエアモータ㈱	護衛艦等用
12	船体	流量計用部品	日東精工㈱	護衛艦等用
13	船体	流量計用部品	東京流機工業㈱	護衛艦等用
14	船体	錨鎖用部品	住友重機械ハイマテックス㈱	護衛艦等用
15	船体	デッキクレーン用部品	日本アイキヤン㈱	護衛艦等用
16	船体	デッキクレーン用部品	㈱福島製作所	護衛艦等用
17	船体	デッキクレーン用部品	㈱関ヶ原製作所	護衛艦等用
18	船体	デッキクレーン用部品	㈱南星機械	護衛艦等用
19	船体	洋上補給装置用部品	JMUディフェンス㈱	護衛艦、補給艦等用
20	船体	揚艇機用部品	JMUディフェンス㈱	護衛艦等用
21	船体	油圧開閉式扉用部品	JMUディフェンス㈱	掃海母艦用
22	船体	トロロホイス用部品	東洋ホイス㈱	護衛艦等用
23	船体・電気	着艦拘束装置用部品	㈱IHI	護衛艦等用
24	船体	航空機用昇降機用部品	㈱IHI	護衛艦等用
25	船体	RCSスクリーン用部品	㈱IHI	護衛艦等用
26	船体	フィンスタビライザ装置用部品	三菱重工マリティムシステムズ㈱	護衛艦、輸送艦、補給艦等用
27	船体	DSRV、PTC揚降装置用部品	三菱重工マリティムシステムズ㈱	潜水艦救難艦用
28	船体	深海潜水装置用部品	三菱重工マリティムシステムズ㈱	潜水艦救難艦用
29	船体	揚艇機用部品	KYB㈱	護衛艦等用
30	船体	昇降装置用部品	KYB㈱	輸送艦、掃海母艦、敷設艦等用
31	船体	揚とう装置用部品	KYB㈱	輸送艦、掃海母艦、敷設艦等用
32	船体	DSRV揚降装置用部品	KYB㈱	潜水艦救難艦用
33	船体・電気	ケーブル巻揚装置用部品	Control Flow Inc.	敷設艦用
34	船体	特別機動船用部品	ZODIAC MILPRO INTERNATIONAL	特別機動船用
35	船体	ホース用部品	大同ゴム㈱	掃海母艦等用
36	船体	油圧装置用部品	三菱重工マリティムシステムズ㈱ JMUディフェンスシステムズ㈱	護衛艦、輸送艦、掃海母艦等用
				護衛艦、輸送艦、掃海母艦等用
				但し輸送艦用甲板通風開口ハッチのみ
37	船体	デッキクレーン用部品	三菱重工機械システム㈱	訓練支援艦「くろべ」用

38	船体	深海潜水装置用部品	日本ボール㈱	潜水艦救難艦用
39	船体	SCBA用部品	シープレックス	護衛艦等用
40	船体	エアクッション艇用部品	三菱重工マリンタイムシステムズ㈱	
41	船体	放水銃装置・指向型放水銃装置用部品	三菱重工業㈱	
42	船体	化学消火ホース用部品	深田キデイ㈱	護衛艦等用
43	船体	フィン式スタビライザ装置用部品	三菱重工マリンマシナリ㈱	護衛艦、輸送艦、補給艦等用
44	船体	船殻修理用部品	ジャパンマリンユナイテッド㈱因島事業所	掃海艇用
45	船体	えい航装置用部品	YAMAX㈱	多用途支援艦用
46	船体	揚錨機用部品	㈱福島製作所	護衛艦等用
47	船体	油圧装置用部品	(有)ドリス	支援船等用
48	船体	ボール弁及び開閉油圧操作器部品	㈱シー・オー・シー	護衛艦等用
49	船体	一般海水管系諸弁及びこし器部品	㈱鷹取製作所	護衛艦等用

2 機関の部

番号	所掌区分	名称	製造会社等	備考
1	機関	ディーゼル機関部品	JFEテクノス(株)	訓練支援艦「くろべ」主機
2	機関	ディーゼル機関部品	MAN	支援船ディーゼル機関
3	機関	アウトドライブ装置部品	MERCURY	「特別機動船1,2,3,5,11,12号」アウトドライブ装置
4	機関	ディーゼル機関部品	MTU	支援船ディーゼル機関
5	機関	アウトドライブ装置部品	VOLVO PENTA	「特別機動船22号」アウトドライブ装置
6	機関	ガソリン機関部品	VOLVO PENTA	支援船ディーゼル機関
7	機関	ディーゼル機関部品	VOLVO PENTA	「特別機動船22号」ディーゼル機関
8	機関	ディーゼル機関部品	いすゞマリン(株)	支援船ディーゼル機関
9	機関	ハウスタスタ部品	かもめプロペラ(株)	掃海艇等ハウスタスタ
10	機関	プロペラ	かもめプロペラ(株)	支援船用プロペラ
11	機関	可変ピッチプロペラ装置部品	かもめプロペラ(株)	掃海艇可変ピッチプロペラ装置
12	機関	ディーゼル機関部品	クボタ(株)	支援船ディーゼル機関
13	機関	軸系及びシーチェスト保護亜鉛	-	護衛艦等保護亜鉛
14	機関	船外機部品	スズキ(株)	「特別機動船23号」用船外機
15	機関	船尾管軸封装置部品	スターンキーパー(株)	護衛艦等船尾管軸封装置
16	機関	ディーゼル機関部品	ダイハツディーゼル(株)	敷設艦用主機、敷設艦用主発電機用原動機等
17	機関	ハウスタスタ部品	ナカシマプロペラ(株)	輸送艦等ハウスタスタ
18	機関	プロペラ	ナカシマプロペラ(株)	支援船用プロペラ
19	機関	可変ピッチプロペラ装置部品	ナカシマプロペラ(株)	輸送艦等可変ピッチプロペラ装置
20	機関	旋回式推進装置及び同関連部品	ナカシマプロペラ(株)	敷設艦旋回式推進装置
21	機関	テフロンスリップ及びコム軸受	ミカサ(株)	護衛艦等船尾管及び軸ブacket軸受用部品
22	機関	ディーゼル機関部品	ヤンマー(株)	支援船ディーゼル機関
23	機関	補助ボイラ用部品	ジャパンマリンユナイテッド(株)	補給艦「とわだ」補助ボイラ
24	機関	舵取機部品	ジャパンマリンユナイテッド(株)	輸送艦等舵取機
25	機関	可変ピッチプロペラ装置部品	ロールス・ロイス ジャパン(株)	護衛艦等可変ピッチプロペラ装置
26	機関・電気	ガスタービン機関部品	(株)IHI	護衛艦主機、主発電機用原動機
27	機関・電気	旋回式推進装置及び同関連部品	(株)IMC	えい船旋回式推進装置
28	機関	舵取機部品	(株)カワサキプレジジョンマシナリー	護衛艦等舵取機
29	機関	空気圧縮機部品	(株)サクシオン瓦斯機関製作所	護衛艦等空気圧縮機
30	機関	造水装置部品	(株)ササクラ	護衛艦等造水装置
31	機関・電気	油水分離器部品	(株)ササクラ	護衛艦等油水分離器
32	機関	防振サポート	(株)十川ゴム	護衛艦等諸管用防振支持装置
33	機関	空気圧縮機部品	(株)松原鉄工所	支援船空気圧縮機
34	機関・電気	ウォータージェット推進装置部品	(株)石垣	支援船等ウォータージェット推進装置
35	機関	甲板ドレン冷却器及び同部品	(株)大浜鉄工所	護衛艦等甲板ドレン冷却器

番号	所掌区分	名 称	製造会社等	備 考
36	機関	空気等減圧弁	㈱中北製作所	護衛艦等空気等減圧弁
37	機関	空気圧縮機部品	㈱田邊空気機械製作所	護衛艦等空気圧縮機
38	機関	補助ボイラ用部品	㈱日本サーモエナー	護衛艦等補助ボイラ
39	機関	防食剤及び同関連部品	栗田工業㈱	ディーゼル機関冷却水用
40	機関	ディーゼル機関部品	㈱三井E&Sホールディングス	補給艦等主機
41	機関	ギヤボックス機能確認試験装置用部品	㈱三井E&Sホールディングス	エアクション艇ギヤボックス
42	機関	潤滑油清浄機用部品	三菱化工機㈱	護衛艦等潤滑油清浄機
43	機関	潤滑油清浄機用防振支持装置	三菱化工機㈱	潜水艦救難艦等潤滑油清浄機用防振支持装置
44	機関	ディーゼル機関部品	三菱重工㈱	護衛艦、掃海艇主機等
45	機関	貨油タービン部品	三菱重工㈱	補給艦「とわだ」貨油タービン
46	機関	舵取機部品	三菱重工㈱	護衛艦等舵取機
47	機関	甲板ドレン冷却器及び同部品	山科精機㈱	敷設艦用甲板ドレン冷却器(むろと用)
48	機関	甲板ドレン冷却器及び清水冷却器等 同部品	昭和産業㈱	訓練支援艦等甲板ドレン冷却器
49	機関	ディーゼル機関部品	新潟原動機㈱	訓練支援艦主発電機用原動機等
50	機関・電気	旋回式推進装置及び同関連部品	新潟原動機㈱	えい船旋回式推進装置
51	機関	ディーゼル機関部品	神鋼造機㈱	護衛艦等ディーゼル主発電機用原動機等
52	機関・電気	ガスタービン機関部品	川崎重工㈱	護衛艦等ガスタービン主機及び主発電機用原動機
53	機関	可変ピッチプロペラ装置部品	川崎重工㈱	護衛艦等可変ピッチプロペラ装置
54	機関	ポンプ及び同部品	大見機械工業㈱	護衛艦等補機用ポンプ
55	機関	軸スリーブ	中越合金鋳工㈱	護衛艦等軸用部品
56	機関	ディーゼル機関部品	日産マリン㈱	支援船ディーゼル機関
57	機関	プロペラ及びプロペラ軸	日産マリン㈱	機動船4025,4026,4027号用
58	機関	油水分離器部品	兵神機械工業㈱	護衛艦等油水分離器
59	機関	水分離装置用部品	和興フィルタテクノロジー㈱	練習艦用水分離装置(かしま用)
60	機関	軸系装置部品	㈱高澤製作所	
61	機関	空気等減圧弁部品	㈱三協製作所	
62	機関	軸ブレーキ装置	JMUディフェンスシステムズ㈱	
63	機関	ディーゼル機関部品	阪神内燃機工業㈱	油槽船用機関部品
64	機関	プロペラブレード補修材	ハイツマン	エアクション艇ブレード
65	機関	伸縮継手	三菱造船特機エンジニアリング㈱	護衛艦等伸縮継手
66	機関	各種弁及びこし器部品	㈱鷹取製作所	護衛艦等用
67	機関	スラスタ部品	日本海洋㈱	ちはや用スラスタ部品

3 電気の部

番号	所掌区分	名 称	製造会社等	備 考
1	電気	ヘリコプタけん引装置部品	㈱IHI	
2	電気	艦船用ITV装置及び同部品	池上通信機㈱	
3	電気	制御機器部品	㈱エヌゼットケイ	
4	電気	照明装置及び同部品	大石電機工業㈱	
5	電気	搭載艇部品	大石電機工業㈱	
6	電気	艦船用特殊標識灯部品	大石電機工業㈱	
7	電気	制御機器部品	㈱北澤電機製作所	
8	電気	照明装置及び同部品	㈱湘南工作所	
9	電気	制御機器部品	寺崎電気産業㈱	
10	電気	航空標識灯部品	東京計器㈱	
11	電気	制御機器部品	東芝三菱電機産業システム㈱	
12	電気	制御機器、計測機材、通話機及び同部品	東洋エレクトロニクス㈱	
13	電気	電動ウインドワイバ部品	日本エレクトリック・インスルメント㈱	
14	電気	制御機器部品	日立製作所㈱	
15	電気	艦船用電線及び同部品	㈱フジクラ	
16	電気	制御機器部品	富士電機㈱	
17	電気	制御機器部品	三菱電機㈱	
18	電気	照明装置及び同部品	森尾電機㈱	
19	電気	調理機器部品	ワシオ厨理工業㈱	
20	電気	制御機器部品	三菱重工マリティムシステムズ㈱	フィンスタビライザ制御装置のみ
21	電気	水中電動ポンプ部品	㈱電業社機械製作所	
22	電気	エアクション艇部品	VERICOR POWER SYSTEMS	
23	電気	プラグ、レセプタクル及び同部品	森尾電機㈱	
24	電気	制御機器部品	株式会社YDKテクノロジーズ	
25	電気	電動機部品	東芝三菱電機産業システム㈱	
26	電気	制御機器部品	川崎重工業㈱	
27	電気	制御機器部品	㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー	
28	電気	制御機器部品	ムサシノ機器㈱	
29	電気	制御機器部品	東京機器㈱	
30	電気	制御機器部品	ダイハツディーゼル㈱	
31	電気	制御機器部品	三菱重工工業㈱防衛・宇宙セグメント 艦艇・特機事業部	
32	電気	制御機器部品	鷺宮製作所	
33	電気	制御機器部品	ジェイ・アール・シー特機㈱	
34	電気	水中コネクタ	㈱フジクラエナジーシステムズ	
35	電気	制御機器部品	JMUディフェンスシステムズ㈱	

4 潜水艦の部

番号	所掌区分	名称	製造会社等	備考
1	潜水艦	ディーゼル機関 定・年検オーバーホールキット	川崎重工業㈱	
2	潜水艦	スターリング機関用部品	川崎重工業㈱	
3	潜水艦	軸スリーブ	川崎重工業㈱	
4	潜水艦	炭酸ガス吸収装置用部品	川崎重工業㈱	
5	潜水艦	DSRV油圧供給装置用部品	川崎重工業㈱	
6	潜水艦	艦内空気成分監視装置用部品	川崎重工業㈱	
7	潜水艦	DSRV用耐水圧コネクタ	川崎重工業㈱	
8	潜水艦	DDS潜水員用装置部品	三菱重工業㈱	
9	潜水艦	PTC用耐水圧コネクタ	三菱重工業㈱	
10	潜水艦	ポンプ用部品	三菱重工業㈱高砂製作所	
11	潜水艦	ポンプ用部品	㈱帝国機械製作所	
12	潜水艦	プロペラ軸受片等	㈱ミカサ	
13	潜水艦	DSRV諸タンク	マリンサポート㈱	
14	潜水艦	冷房冷凍機器及び諸弁	ダイキン工業㈱	
15	潜水艦	潜水艦洗浄海水弁用部品	日本ダイヤバルブ㈱	
16	潜水艦	空気管制弁	東洋精機㈱	
17	潜水艦	高圧空気製造装置用部品	㈱田邊空気機械製作所	
18	潜水艦	主蓄電池要具	㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー	
19	潜水艦	イオン交換樹脂	オルガノ㈱	
20	潜水艦	潜水艦発電機用部品	東芝三菱産業システム㈱	
21	潜水艦	潜水艦発電機用部品	富士電機㈱	
22	潜水艦	軽量型ヘッドセット用部品	東洋エレクトロニクス㈱	
23	潜水艦	SCC押ボタンスイッチ用部品	㈱北澤電機製作所	
24	潜水艦	SNK第2排出弁箱等	-	川崎重工業㈱建造潜水艦用
25	潜水艦	SNK第2排出弁箱等	-	三菱重工業㈱建造潜水艦用
26	潜水艦	接続ピース	-	川崎重工業㈱建造潜水艦用
27	潜水艦	接続ピース	-	三菱重工業㈱建造潜水艦用
28	潜水艦	舷外弁	-	川崎重工業㈱建造潜水艦用
29	潜水艦	舷外弁	-	三菱重工業㈱建造潜水艦用
30	潜水艦	海水ポンプ吸入こし	-	川崎重工業㈱建造潜水艦用
31	潜水艦	海水ポンプ吸入こし	-	三菱重工業㈱建造潜水艦用
32	潜水艦	ディーゼル機関用部品	川崎重工業㈱	スターリング機関用部品
33	潜水艦	標示電池比重液面温度自動計測装置用部品	㈱ジーエス・ユアサ テクノロジー	
34	潜水艦	雑用海水系諸弁	日本ダイヤバルブ㈱	
35	潜水艦	一般海水管系諸弁	東洋精機㈱	
36	潜水艦	マスト天蓋開口部開鎖装置用部品	-	三菱重工業㈱建造潜水艦用
37	潜水艦	ポンプ用部品	兵神装備㈱	
38	潜水艦	船外受電用部品	㈱フジクラエナジーシステムズ	
39	潜水艦	PTC用交換部品	三菱重工業㈱	
40	潜水艦	油圧関連機器	川崎重工業㈱	

(記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

海上自衛隊呉地方総監部経理部長 殿

(株)〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印



参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

〇〇の部

番号	所掌区分	名 称	製造会社名	製造	売買	備考
×	×	×	×	○	○	
×	×	×	×	○	○	

関連文書：呉監公示第 一 号（令和7年 月 日）

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格の写し）
2 令和〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 技術資料一式